

コミュニティバスたしろ号協賛スポンサー募集要領

(趣旨)

第1条 島原市は、通勤・通学、買い物や憩いの場への移動等、高齢者をはじめ地域住民の生活に密着し、地域住民の利便性の向上、公共交通機関の利用促進及び高齢者の社会参加の促進を担うコミュニティバスたしろ号（以下「たしろ号」という。）について、今後の持続可能な運行やさらなる利便性の向上を目指すため、たしろ号協賛スポンサーを募集するものとし、本要領は、その募集に必要な事項を定めるものとする。

(協賛スポンサーの条件)

第2条 たしろ号の協賛スポンサー（以下「協賛スポンサー」という。）は、高齢者をはじめとした地域住民の利便性の向上、公共交通機関の利用促進及び高齢者の社会参加の促進を目的としたたしろ号の趣旨に賛同し、協賛金を負担できる法人、個人事業者その他団体（以下「法人等」という。）を対象とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛スポンサーの対象とならないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業その他これに類似する業種又は事業者
- (2) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等に係る業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者
- (5) 法令に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (6) 破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続その他の倒産手続の申立てを行い、又はこれらの申立てを行っている事業者
- (7) 暴力団等の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力との関係があると疑われる業種又は事業者
- (8) 法令に基づく必要な許認可等を受けることなく営業を行う事業者
- (9) 各種法令に違反している事業者
- (10) 前各号のほか、市長が適当でないと判断するもの

(協賛の種別)

第3条 協賛スポンサーの協賛コース、協賛金額及び協賛特典は、別表に記載のとおりとする。

(協賛の期間)

第4条 協賛スポンサーの協賛期間は、4月1日から翌年3月31日までを基本とする。

2 前項の規定にかかわらず、次条第3項の申込みに係る協賛期間は、当該申込みに係る第6条第1項の通知を行った属する月の翌月の1日から直後の3月31日までとする。

(協賛の申込み)

第5条 協賛スポンサーの申込みを行うもの（以下「申込者」という。）は、協賛スポンサー申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 前条の協賛期間に該当する協賛スポンサーの申込みは、当該期間の直前の3月1日から3月31日までに行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項の申込期間以外の申込みについては、前条第2項に規定する協賛期間として、随時受け付けるものとする。

(協賛の決定等)

第6条 市長は、第5条の規定による申込みがあった場合は、本要領の規定により内容を審査のうえ、その適否を決定し、適当と認めるときは、協賛スポンサー決定通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

- 2 協賛スポンサーの協賛金は、前項の通知を受けた日の属する月の翌月から発生するものとする。

(協賛金の納入方法)

第7条 前条第1項の通知書により協賛スポンサーの決定を受けた申込者は、市長が指定する期日までに、納入通知書により協賛金を納入しなければならない。

- 2 協賛スポンサーの協賛金は、一括払い、3か月払い又は6か月払いの3つの方法から協賛スポンサーが選択するものとする。ただし、協賛期間が3か月に満たない場合は、この限りでない。

(協賛の取下げ)

第8条 協賛スポンサーは、自己の都合により協賛を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により取り下げようとするときは、協賛スポンサー取下申出書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(協賛の取下承認等)

第9条 市長は、協賛スポンサー取下申出書の提出があった場合に取下げを承認するときは、協賛スポンサー取下承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

- 2 協賛スポンサーの協賛特典は、前項の通知を受けた月の翌月から受けられなくなるものとする。

(協賛スポンサーの更新)

第10条 第4条の規定にかかわらず、協賛スポンサーから協賛スポンサー取下申出書の提出がない場合は、翌年度において同内容の協賛コースでの自動更新になるものとする。

(協賛金の返還)

第11条 第9条の規定により協賛スポンサーの取下承認をした場合は、当該取下承認をした日の属する月の末日までを協賛期間とし、当該年度の協賛期間に応じて既納付分の協賛金額を月割り計算のうえ、返還することとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月13日から施行する。

別表（第3条関係）

コース	金額（月額）	特典
プレミアム	50,000 円	① 停留所の設置（5箇所以内） ② 停留所マップ、市ホームページ及び広報紙での法人等の名称の掲示 ③ 車体外部での法人等の名称の掲示（8台、全エリア、 掲示場所：車体側面、サイズ：400mm×50mm程度） ④ 車内へのチラシ等の設置（月2回） ※A4サイズ以下（チラシは折り畳んだサイズ）
スタンダード	30,000 円	① 停留所の設置（3箇所以内） ② 停留所マップ、市ホームページ及び広報紙での法人等の名称の掲示 ③ 車体外部での法人等の名称の掲示（3台、1エリア、 掲示場所：車体側面、サイズ：400mm×50mm程度） ④ 車内へのチラシ等設置（月1回） ※A4サイズ以下（チラシは折り畳んだサイズ）
ベーシック	10,000 円	① 停留所の設置（1箇所） ② 停留所マップ、市ホームページ及び広報紙での法人等の名称の掲示